

全年十一月の第十八回市民文化祭には、コミュニティ・センタ
ー大ホールホワイエに七点を展示した。

(番号) (題名)

(出品者)

1	建長板石塔婆	丸田 富夫
2	越谷を中心に分布する山王二十一仏板碑	星野 昌治
3	伝承民俗行事・北川崎坂巻家の御歩射	石塚 吉男
4	高札	中村 忠夫
5	蒲生の石宮	日置 宗一
6	大聖寺の庚申塔	加藤 幸一
7	迅速図でみる越谷	宮川 進
	写真6	坂巻 高次
	6を除いてすべて	山田 政信

(建長板碑)

丸田富夫

板碑は死者の菩提を営むたり、あろいは造立者自身が生前に、死後の冥福を祈るために建てられたものである。

関東地方では「狹父青石」とよばれる緑泥片岩を使つてゐるが、一名「板石塔婆」とも呼ばれていろが、この名称は昭和三十六年に県教育委員会が新たに文化財指定などを用いられその後この名が使われていろ。

分布はほほ全国的であるが、適當な石材が容易に入手できる関係上、関東地方が圧倒的に

多く、そのうち旧武藏国（埼玉県・東京都）
及び神奈川県の一部（
特に埼玉県に約二万点
と遺品が集中している。

造立された時代は戦乱が続く鎌倉時代の初
期から室町・戦国時代に至る約四百年間であ
り、江戸時代に入ると急に遺品がなくなる。

この板石塔婆は市内御殿町の元荒川堤防上
にあるもので、その建立は鎌倉時代中期の建
長元年（西暦一二四九年）で、越谷市内に現存す
る最古・最大の板石塔婆である。

所在地 越谷市御殿町四四五〇、四の路

停

高さ 一四五センチメートル

上幅 五センチメートル

下幅 五四センチメートル

厚さ 五センチメートル

中央に大きく阿弥陀如来の種字キリ一クを
雄大に薬研彫りで彫り込み、その下は建長元

年己酉(つちのととり)が見えます。

下半部は折損して残っていないが、もとは

三メートルほどどの雄大なものと推定され、願文等が不明であるのが惜まれる。

連絡先 TEL 03 (969) 三四四一

古志賀令氏の館跡は利根川(現在の元荒川)流路跡にあたる要衝で
現在の御殿町のあたりと想定される。この板碑は二つにあり。
一つは中世の豪族令氏の源碑かと、
もう一つは中世の武士か奸党に
されたものと見らる。

第18回 市民文化祭 原稿

「越谷市企画資料集」の中巻 P221～P228 参照して下
No. 「越谷市史」・「歴史上」 P377

越谷市を中心には分布する

山王二十一社板碑について

星野昌治

山王二十一社板碑とは、二個の種子（祭
字）を刻んだ板碑で、これは比叡山の月吉大
社に奉祀する「上七社」「中七社」「下七社」
の山王二十一社の本地板碑（越谷市入卷）を表していると
され、現在、全国で四六基確認されてい
る。この分布をみると、北限は茨城県猿島郡三
和町、南限は東京都文京区、西限は埼玉県大

宮市、東門は千葉県我孫子市といへ、一部
 三県が隣接する埼玉県東南部、つまり越谷市
 を中心とした地域に分布してゐる。銀座 中山 関東の天正の墓碑
山田利政と徳川信綱の墓碑

图王二十一仙板碑の最古の遺品は、川口市
 西新井宿宝蔵寺の永正十五年(一五八〇)の
 造立のもので「奉皮申待役養」とあり七郎太
 郎ほみの文名が刻まれてゐる。また、最初の
 ものは、八潮市小作田長安寺の天正二十年(一
 五九二)のもので、山王二十一仙板碑の造
 立期間は十四年間となる。

写真からの説

と、ころで、山王ニ十一化板碑のほとりといは、庚申守供養、またには申待供養の造立趣旨
銘が刻まれてゐる。こ中には庚申信仰と山王信仰の習合したことを表したものである。

さて、ここに紹介する二基の山王ニ十一化
板碑は、完全な形と一七現存する中の中の重い
である。

(い)越谷市鴻葉寺跡堂の右の上部、日月
天蓋を刻み、瓊瑤の下の両側に申待/供養と
ある。紀年銘は種子の間があり、天正三年乙

亥／八月吉日とある。さらに下には三具足があり、その両側には兵庫、三郎外十數名の交名を刻まれてゐる。

(2) は、越谷市千正原善守とある。上部二条線の下に日月・天蓋があり、その両側に中待／伏養とある。紀年銘は・龜子・間・中央一行で、天正三年乙亥十二月吉日とある。下部には・阿丸・二具足があり、その両側に神三郎、彦次郎、善三郎、隼人助、政之丞、兵庫、彦左衛門、彦右衛門、新左衛門、孫八、

前机

No.

新規登録

SNS

連絡先

TEL
0473
(51)
0417

俗行承伝

関東地方東部に行われる春の農村の行事。もとは歩行馬に乗らず徒歩で馬を射るところの相馬で、競争的で用て去年の豊岡(とよおか)・小糸(こじ)町占たが今は単独で村寄合にはじめられた。

北川崎・坂巻家の御牛射につけて

石塚 告男

北川崎根郷の坂巻（勇）家は、寛永年間（

一七八三年十一月廿四日
下給國葛飾郡大川戸

村(松原町大川戸)より、新武藏新方庄川崎

木(越谷市北川崎)に移り住。叶屋敷神として

天照皇大神古祀今日仁至

每年正月七日（一月七日）为大番（大盤）

と稱えて親族の戸主を招き御歩射(

備社の儀式を行ふを家例としている。

屋敷祠に山海のもの、鏡餅、神酒を供えて
祈禱礼拜の後、卯木ヲフミで作つて石弓矢、麻で縦つ
て弦、的是青竹の先を下りて和紙を貼り
的印に鶴と龜を描き、これを先ず当家の戸
主が射的を行ひ参列者サヨコれに做ラ。的中
の率を以つて当年作の豊凶を占い、直会ヨガタは奥
産敷に於いていつゆる大盤振舞の宴會となる。
蓋し、祖先の地大川戸は、中古、大河土御
厨へ騎西・足立の二郡を含むとして、伊勢

神宮の神領の本所であつたとが「吾妻鏡」

の記録の中にしばしば見られる。

往時の「大河土御厨」の神事の遺風が、民俗行事として永く坂巻家に伝えられたもののか。

現在本所であつた大川戸部落には皇太神宮（神明社）は存していながら、この神事は純えて行われない。

戰後、坂巻家の二の儀式は簡略化され僅か

に往古の形式が窺われるのみである。

註

歩射とは 徒歩で行う 弓射の儀

馬の

馬の

場合に 流鏑馬といふ。

弓射の儀が失われて今は、備社、昆社の字をあてる。

大番とは上古は天皇、中古より將軍

の座所を警衛する仕務に就くといふ。
仕勤^{ミサシ}と畢^{ミタマ}と帰宿して一族にその者れ

工被^{ミツメ}すことを大番の大盤^{ミタマ}振舞^{ミツメ}といふ。

う。

連絡先

TEL

(74)

二二一七

(高札 A 読み下し文)

税務課監査課課長

中村忠夫
丸田富夫

何事によらず、よろしからざる事に百姓

大勢申合せ候を徒党と唱え徒党して

強いて願い事を企てるを強訴と云ひ

あるいは申し合わせ村方を立つき候を逃散と

申し前々より御法度に候条右の類の儀

これあらば、居村他むらに限らず早々

そのすじの役所へ申出べし。御ほうびとして

徒党の訴人 銀百枚

強訴の訴人 同

逃散の訴人 断

右のとおり下され、その由により帶刀苗字も御免あるべき間にとえ一旦同類になるとも發言いたし候もの名まえ申出るにおひては其科をゆるされ、御ほうび下さるべし。

右類訴人いたすもくなく村々騒立候節

村内の者を差押え徒党に加わらせず

一人もさし出さざる村方これあらば村役人にても百姓にても重々にとりしずめ候ものは

御ほうび銀下され帶刀苗字御免

さしつべきしすめ候ものどもこれあらば

No.

税金通書・税額証シナ

おれぞれ御ほラび下へ置かろべせもの也

明和七年四月

奉行

(高札 B 解説)

説教書類集・解説セミナー

徳川幕府は全國に、近隣五ヶ一組で五人組を結成させ、相互監視（のもじく）（防犯・納稅の連帶責任を負わせたが、さらに報賞金制度を設けて密告を奨励した。

この高札は明和七年（西暦一七七〇年）に全国に建てられたものであるが、この十八世纪後半は全国的に、強訴・一揆が激増した時代であった。

とりわけ明和元年（一七六四）には日光東照宮百五十回忌法要を行なうために幕府は、

膨大な助郷を企てたが、これを知った村々では大騒動となり農民總数七千人に及ぶ大騒動となつた。これが熊谷宿で起きた、いわゆる伝馬騒動であるが、こゝのような社会状勢のとてこの高れが建てられたのである。

なおこの褒賞金の銀百枚とは、銀四貫三百匁のことであり、金に換算すると七八一両余りとなる。当時と現在では経済規模が異なるので時価に換算することは困難であるが、大工等職人の年間所得が二、三兩ほどである。

たことを考えると莫大な褒賞金といえよう。

この高札の寸法

高さ 中央一尺二寸五分(三八センチ)

両端一尺一寸(三三センチ)

横幅 三尺七寸(一一二センチ)

この高札は吉川町田家産張清家の
所蔵である。

連絡先 TEL

(62)

三田二九

蒲生の石宮

日置宗一

三宝大荒神の石宮は基壇上
高さニ尺九寸巾一尺

山王大権現の石宮は基壇上の

高さニ尺八寸巾一尺五寸

山王権現
日本山の御社是日枝神社の神

こ小らの石宮は共に文政七年三月吉
日再造之とありこからみるとこの

年以降からあつたものであることがわかつ

る。蒲生西守等に五つ程の

三宝
不淨を嫌ふ最も清浄と云ふ

の神三虫(ミツシ)とは仏法僧

をさす三卯六精(ミクシキ)

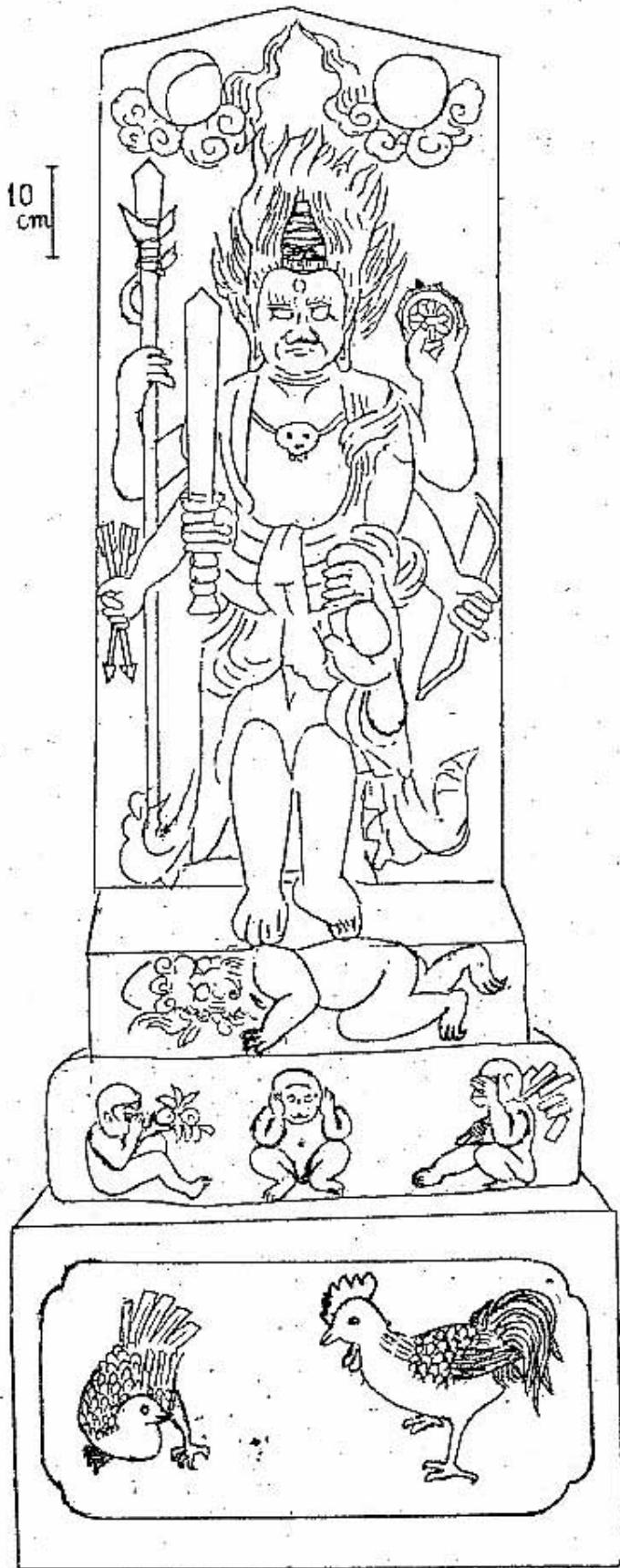
持物は右子(金輪)蓮華・玉指
(金輪鉢)金剛鏡・金剛劍・金輪
(左子)金剛鏡・呪珠・羯磨
(槍)槍

江戸時代には民家の台所に必ずこ
こでさほど祀る所無く祀り方は御社
百種あり諸神霊といひ通じた

かみつた。この塚の石宮は二つか戦後
に残されたものである。この外にも石柱
等もあつたようだが、今は不明となつて
いるところなど、また、山王大権現の石宮
は蒲生西町の小字名山王の地名となつ
たものでもあり高さ五米程のこの塚
は戦後に子供の遊び場所でもあつた
戦後耕地整理のため平地にされしば
らく塚のあつた近くに置かれてあつたが
民家を建てる時に現地に移されたもので
ある。

大聖寺の天保十年の

庚申塔



高さ約158cm

大聖寺の庚申塔と云うと『百庚申』を思い浮べることでしょ
うが、ここでは其れとは別の庚申塔を紹介します。

庚申塔は江戸時代の庚申信仰の名残りとして市内でも到る所に見られる。庚申信仰とは、体の中に潜んでいる三戸虫が六十日に一度やつてくる庚申の日の夜に、人の睡眠中に口から脱け出て天に昇り、その人が日頃犯した罪を天帝に暴露する。するとその報告を元に判断して若死にさせたりする。それ故、庚申の日の夜は戸虫が身体から抜け出る機会を与えないように寝てはならない。そこで庚申講の仲間達が一同に会し、徹夜して過ごす『庚申待』という行事が行われる。その記念として建立された石塔が庚申塔という訳である。かつては全国津々浦々で盛んに行われたが、明治になると急に衰頼する。

庚申塔の型式は様々あるが、大聖寺（大相模の不動）境内に

ある天保十年の庚申塔のように元禄の頃に完成した「日月・青面金剛・二鶴・三猿」の基本形が代表的である。大聖寺の天保十年（一八三九）の庚申塔は、上部には左右に瑞雲に載つた太陽と月が配置されている。中央の六本の腕を持つ青面金剛は頭髪は炎のように逆立ち、その中にどぐろを巻き鎌首をもたげた蛇らしき物が見られ、目は三つ目となり忿怒の形相をなしている。胸には髑髏の首飾り（瓔珞）がある。又、各手には弓と矢や輪宝（矛先がハ方に出ている）・矛・劍を持ち、女人の髪の毛を掴まえてぶら下げている。男尊女卑の現れである。但、女性の顔が約百五十年間の風雨に晒されて磨滅しているのが残念である。尙、三つ目と髑髏の瓔珞が描かれているのは珍しい。この二点は『陀羅尼集經』で説かれている通りとなっている。この經典に説く青面金剛の姿・形とは一部を砕けた表現で訳し

てみると次の通りとなる。

身体には四本の腕があつて、上の左手には三股叉を下の左手には棒を持ち上の右手には輪宝を下の右手には羅索を持つ。身体の色は青色で、口を張つて牙を出し、真赤な目をして三つ目となつている。頭の上には髑髏を載せ、髪の毛は炎のよう逆立つていて大蛇を巻き付かせている。両腕からは一竜を一頭ずつぶら下げていて、それらの竜の頭は互いに向き合つている。腰には二匹の大きな赤蛇を纏い、脚や腕にも同じく纏つていて、左手に持つてある棒の上には大蛇が絡みついている。虎の皮を股にゆつたりと纏つていて、髑髏の瓔珞（首飾り・胸飾り）を首に掛けている。両脚の足下にはそれぞれ鬼を踏み潰している。

青面金剛の足下には天の邪鬼と呼ばれる鬼が踏み潰されている。

この庚申塔の鬼は手足の指がそれぞれ三本しかないのがおどしろい。その下には三猿がある。向かって右端は御幣を持つ見ざる。御幣は神の依代である。中央は性欲の強い動物とされ、いる猿が女性の脣部を連想させる桃を持つ聞かざる。桃持ち猿は庶民の間では子授け・安産・下の病の祈願の対象となつて、いた。左端の言わざるの猿は脣がみられ、その下の陰部も表わされていて雌猿とわかる。今と違つて当時の性に対するおおらかさが窺われる。殆どの庚申塔は見ざる・聞かざる・言わざるを唯刻んでいるだけであるが、このように描かれているのは珍しい。

二鶏（雄・雌）は普通は青面金剛の下部の両脇に描かれていて中には何の鳥か判名できぬ程に簡略に線刻されていたり、或は全く刻まれていない物まで見られる。それがこの庚申塔では三猿の下に独立してあり、しかも細部まできちんと描かれてい

て珍しい。

以上からこの庚申塔は江戸期の庶民信仰をよく反映しているばかりか、芸術的にもすぐれ、他には見られない庚申塔であると信じており、向らかの方法で後世の人々のためにこれ以上風化しないように是非保存してもらいたいものだと願っている。

一身四手。左边上手把三股叉。下手把棒。右边上手掌拈一輪。下手把繩索。其身青色。

面大張口。狗牙上出。眼赤如血。面有二眼。頂戴髑髏。頭髮鬱鬱如火燐色。頂纏大蛇。

兩脚各有倒懸一竜。龍頭相向。其像腰纏二天赤蛇。兩脚腕上亦纏大赤蛇。所把棒上亦纏大蛇。
虎皮纏膀。髑髏瓔珞。像兩脚下各安一鬼。（陀羅尼集經より）

市内平方 加藤幸一

連絡先 TEL (74) 0344

迅速圖之且已越谷

卷之三

連絡先
TEL
(75)
九一三九

(75)

か	保	壁	山	代	之	以	と	一
う	存	駅	村	的	二	上	フ	す
の	レ	一	（	な	の	の	カ	ニ
コ	ア	い	）	地	速	よ	リ	正
ビ。	）	す	（	圖	度	う	レ	内
一	当	れ	も	（	圓	に	）	圓
て	時	も	明	）	（	に	と	（
あ	地	（	治	）	（	）	と	）
る	の	万	14	年	（	）	と	）
	マ	分	14	測	之	よ	と	）
	イ	の	年	量	（	う	と	）
	フ	1	測	）	（	）	）	）
	ロ	国	量	（	越	は	）	）
	イ	土	）	（	ヶ	じ	）	）
	ル	地	）	岩	谷	め	）	）
	ム	理	放	根	駅	こ	）	）
		院	送	村	）	と	）	）
		に	）	箱	流	は	）	）